

2007年2月13日

「東京女子大学レーモンド建築 東寮・体育館を活かす会」

代表 藤原 房子様

写 永井路子

田邊道子

学校法人 東京女子大学

理事長 原田明夫

去る1月18日には、ご足労いただき有難うございました。

その折の懇親会記録および緊急シンポジウム記録も 入手し熟読いたしました。

以下、当日検討を約しました点等について回答申し上げます。

1. 旧東寮の用途に関連して

1月18日の席上、旧東寮を研究室に活用する案は考えられないかという具体的ご提案がありましたので、まず、この問題に関連してあらためて考えてみました。

- (1) 1984年以来、旧東寮は、寮としての使用を中止し、一部は部室として利用されてきましたが、暗い上に、冷房なしの状況で、学生に不便をかけておりました。もし、何らかの用途に引き続き活用する場合には、いずれにしても大改修が必要であると考えておりましたが、最大の問題は、その用途をどうするかでありました。

用途としては、①改めて本来の用途である寮として活用すること、②寮以外の用途、具体的には、研究室、教室、事務室に活用することが考えられますが、現在場所のゾーニングからすれば事務室は除外されましよう。

- (2) 大学としては上記①の寮として活用する考えは全くないことは11月21日付回答ですでに申し上げました。

また、建築基準法上、学校施設の敷地内に寮を建築することは困難です。現在の本学の3つの寮の敷地は、大学用敷地とは別の敷地となっています。

- (3) 上記②の寮以外の用途として保存・活用する場合には、研究室であれ教室であれ、現在および将来の学生、教職のニーズに合わせたものにするためには、大々的に改修することが必要となります。

また、そのためのコストは、相当な金額となることが予想されます。

- (4) シンポジウムの記録を読みますと、発言者は、旧東寮の建築史的、文化史的、精神史的価値は、寮としての建築にあると述べられていますが、寮の跡形がなくなる形で、その中身を大々的に無理矢理変更してこれを他の用途に転用して保存するということになる、発言者の要請には応

えられないでしょう。

(注) 1. 3号館の建替えについても言及されていますが、結局は、旧東寮の用途問題に帰着しますので、あえてふれません。

2. 旧東寮の居室面積は約850㎡です

3. 現3号館の居室面積は約1500㎡です。

2. 旧体育館の用途に関連して

これを保存・活用する場合は、その構造からみて用途は、体育館しかないと思われれます。したがって、旧体育館については、老朽化、耐震性の観点から判断することとなりましょうが、新体育館（1974年竣工、現行耐震基準上不適格）の将来問題との関連も考えねばなりません。結論的に新・旧体育館は一体化が効率的と判断しました。

3. 老朽化について

(1) まず申し上げたいことは、老朽化は、旧東寮、旧体育館だけの問題ではなく、文化財に指定されている7つの建物、あるいは1号館、2号館、3号館、4号館等でも確実に進行し、結果として、11月21日付回答書に書きました通り、過去5年間で年平均150件、約1.5億円の修繕費支出につながっているという事実であります。

これに歯止めをかけないことには、今後とも予想外の支出に悩まされ続け、計画的な施設管理が、確立されないという問題をかかえておりました。

最近の比較的大きい事故をあげるだけでも、本館の2階天井の一部落下（2004年2月）、旧体育館のモルタル落下（2005年2月）、本館および4号館の大雨時の浸水（2005年9月）、東教室の床下配管の破損による床面の突然の隆起（2006年3月）、1号館・3号館の配管劣化による漏水、空調設備の故障（特に2006年冬期）、門衛所横の落雷による倒木およびその結果としての通信システムの障害（2006年7月）等々であり、中には人身事故につながってもおかしくないケースもあります。

この中には、老朽化が直接原因といえないものもありますが、これらは、計画的施設管理を行なうことにより防止できる点では共通しております。このため、入試、卒業式、入学式、講演会、コンサート等大きな行事を行なう時の関係者の神経の使い方は大変なものであり、できるだけ早く、安心して施設を使用できる状態にしなければなりません。本学において、学生、教職員、来訪者に対する永続的な安全性確保は最優先課題となっているのです。

キャンパス整備計画はこのような観点からキャンパス全体の老朽化対策を総合的に立案し、計画的に実行することを考えており、その裏付けとしての予算化をはかっております。予算については、牟礼キャンパスの

譲渡によって可能となりましたが、限られた資金の効率的活用が重要であることは言うまでもありません。

- (2) 旧東寮、旧体育館については、屋根の漏水、瓦の傷み、外壁クラック、窓の傷み等が確実に見られ、これを活用するためには、前述の改修費用とは別にリノベーション費用がかかることはご理解いただけたと思います。

コンクリートの中性化（西沢先生の言われる“炭酸化”）については、大学としても過去2回の実態調査に基づいて判断しているとは言いようがありません。

4. 耐震設計基準について

建築中であっても関東大震災に耐えた旧東寮の耐震性については、全く問題ないと構造の専門家が断言されていることに驚きました。

その後83年が経過した事実は全く無視してよろしいのでしょうか。

またその後、累次の大地震を契機として、法令に基づき耐震設計基準が何回か改訂されてきた事実をどう考えればよいのでしょうか。（添付資料ご参照）

現実には、大学としては、建築基準法施行令をクリアせねばなりませんし、文科省の「学校施設耐震化推進指針」も考慮せねばなりません。責任ある立場としての大学は、すべての関係者の安全第一を確保することが極めて重要であると考えます。

以上申し上げた点からみて、旧東寮および旧体育館の活用保存は、残念ながら困難かと考えられます。

5. 論点整理

昨年と同窓会総会以来、藤原様とは、3回懇談会の機会を持たせて頂きましたし、文書、資料（シンポジウム記録を含む）等のやりとりも重ねてまいりました。

結局、論点は、旧東寮および旧体育館の活用保存の可否になりますが、

①皆様のご主張の要点は、レーモンド建築は、9つの建物をまとめて保存することに意味があるのであるから、2棟は他の7棟と一括して何としても保存すべしということであり、

②一方、大学としては、現在の本学の抱える制約条件（安全性確保、敷地の制約、財政上の制約、樹木を含めて武蔵野の面影を残した環境を出来るだけ保存しつつ文化財としての7つの建物の保存を図ること）の下では、現在の整備計画が妥当なものと考えております。

大学の歴史を考え、将来を思う心は同じでも、判断基準あるいは、主張の根拠が全く異なるために、交わることのない平行線になっており、容易に妥協案が見いだせない難問であります。

私は、単に「すでに理事会で決定されたから変更できない」と申し上げているではありません。理事会としましては、実態調査・分析、学内の意見聴取等の過程で、長い時間をかけ、多面的、総合的に検討の上、練り上げた案であるので、現在および予測できる将来のいろいろな制約条件の中では、ベストの案だと考えております。現在もそれは変わりありません。

なお、(株)三菱地所設計の役割は、本学の立場に立って、専門家として設計・監理業務を行ってもらうものであり、整備計画の方針や予算等は、すべて法人としての本学意思決定機関である理事会が責任をもって決めるべきものです。理事長や、理事の一員としての学長が、個人として理事会決定を変更するようなことは出来ませんし、するべきではないと考えています。

6. 記念物保存について

これについては、何回も申し上げていますが、レーモンド設計建物群の歴史的意義を継承するべく、重要な文献や記念プレートなどを記念物として保存できるよう、目下、詳細を詰めております。

保存場所としては本館の3階回廊と2階の一部を考え、今後展示内容・方法等を検討していく予定です。

このことによって、旧東寮、旧体育館の姿とその中に具現化された精神を末永く継承出来るようにしたいと考えております。

7. 最後に

振り返りますと、昨年と同窓会総会以来、お互い多大の時間と労力を使って話し合いを続けてきました。この中で、私としても教えられ、学んだ事も多く、それなりに有意義であったと思います。

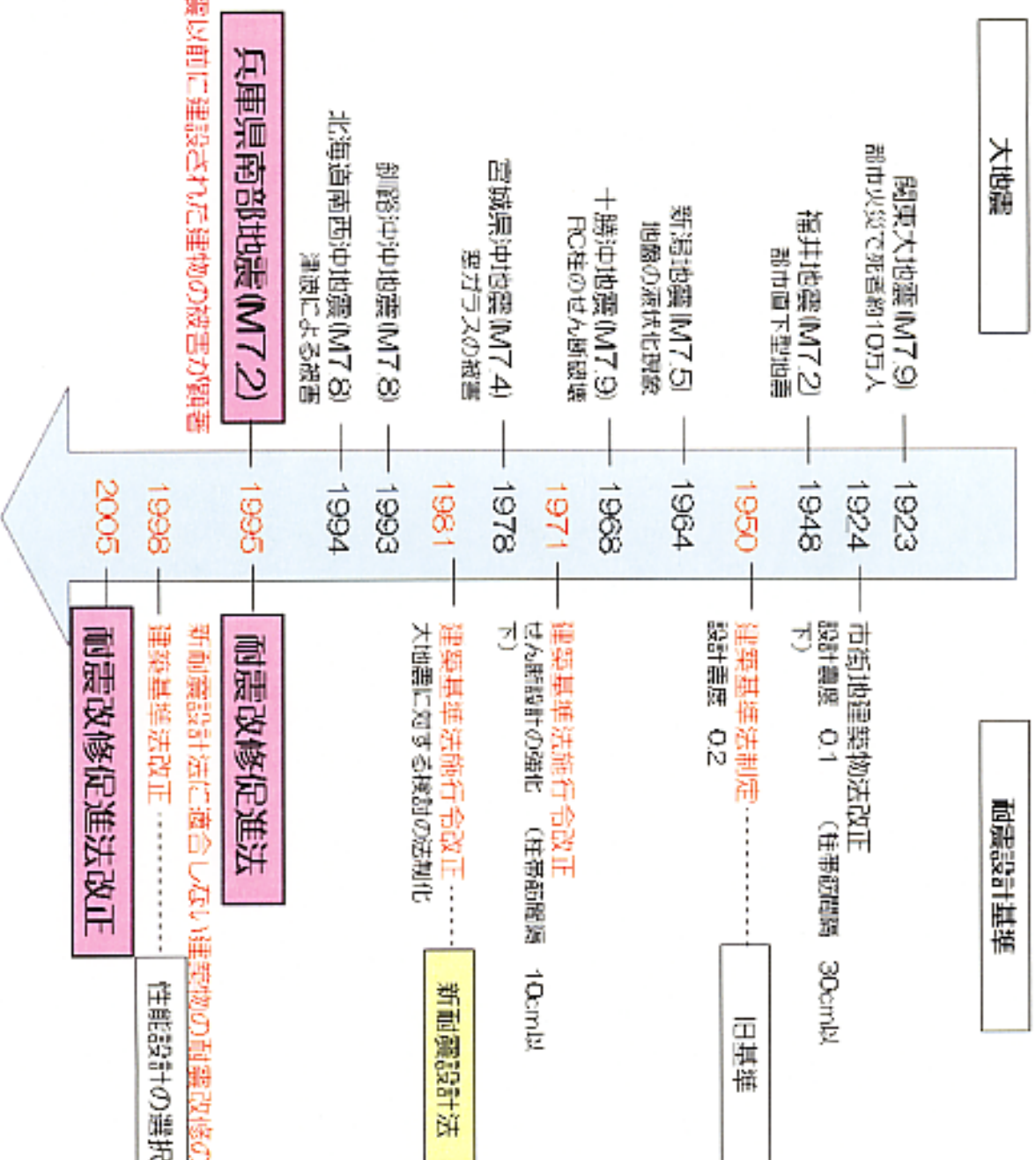
今後とも、本学が創建の意義を十分理解しつつ、キリスト教の精神に基づき、リベラルアーツを主眼とした女子高等教育の現代的展開のために、学生、教職員、理事、評議員の皆様と協力しつつ、努力して参りたいと考えています。

そのような観点から卒業生の皆様方のご鞭撻を引き続き頂きたいと願っています。

少子化傾向が進む中で、大学間の競争が激しくなり、本学の置かれた厳しい経営環境の下において、理事会が諸課題を解決するべく総合的に判断したキャンパス整備計画の方針につきまして、何卒ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

耐震設計基準の変遷



大地震

耐震設計基準

竣工年月日	建物名
1924年3月	7号館(西校舎)
1924年3月	5号館
1924年6月	13号館(旧体育館)
1924年9月	外国人教師館
1925年9月	安井記念館
1927年1月	6号館(東校舎)
1927年12月	ライシヤロー館
1931年11月	本館
1938年4月	講堂・礼拝堂
1949年11月	23号館
1959年9月	24号館
1960年3月	旧住宅
1960年8月	講堂
1961年3月	物置(北寮北側)
1961年3月	物置(西寮北側)
1964年3月	北寮
1967年7月	2号館
1968年7月	1号館
1968年10月	正門・門衛所
1969年10月	3号館
1969年10月	*幼児グループ

1972年11月	*72年館
1974年3月	12号館(新体育館)
1976年9月	21号館(部室)
1979年3月	18号館
1979年8月	22号館(部室)

1983年1月	4号館
1984年3月	講堂
1996年7月	8・9号館
1996年7月	図書館
1996年7月	11号館
2003年4月	安井記念ホール

兵庫県南部地震 (M7.2)

耐震改修促進法

耐震改修促進法改正

新耐震以前に建設された建物の被害が顕著

新耐震設計法に適合しない建物の耐震改修の推進

建築基準法改正

性能設計の選択が可能

1923

1924

1948

1950

1964

1968

1971

1978

1981

1993

1994

1995

1998

2005

関東大地震 (M7.9)
都市火災で死者約10万人

福井地震 (M7.2)
都市圏下型地震

新潟地震 (M7.5)
地盤の液化化現象

十勝沖地震 (M7.9)
RC柱のせん断破壊

宮城県沖地震 (M7.4)
聖オラスの被害

釧路沖地震 (M7.8)

北海道南西沖地震 (M7.8)
津波による被害

市街地建築物法改正
設計震度 0.1 (住帯認識弱 30cm以下)

建築基準法制定
設計震度 0.2

旧基準

建築基準法施行令改正
せん断設計の強化 (住帯認識弱 10cm以下)

建築基準法施行令改正
大地震に対する検討の法制化

新耐震設計法